

# 紀 要

第 17 号

2004.3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

# 沙沙貴神社の近世石灯籠について

田井中 洋 介

## 1. はじめに

滋賀県蒲生郡安土町常楽寺に所在する沙沙貴神社は、中世に近江国の守護であった佐々木氏の氏神として信仰され、今日に至るまで全国の佐々木一族の信仰を集めている。神社の社域に存在する石灯籠としては、「弥陀六の石灯籠」と呼ばれ、安土町指定文化財となっている正安二年（1300）銘の石灯籠がよく知られている。中世に遡る石灯籠は、これが唯一のものであるが、社域にはこの他にも佐々木氏ゆかりの人々によって、江戸時代以降に奉納された石灯籠が多く存在する。本稿では、その中で江戸時代の紀年銘を有するものを中心に取り上げ、検討を加えるものである。

これらの石灯籠の銘文については、ほとんどが『近江蒲生郡志』<sup>(1)</sup>に採録されている。ただし、その記述を現存する石灯籠と照合してみれば、多少の遺漏等が見受けられる。風化等により、すでに判読が困難となってしまっているために『近江蒲生郡志』の記述について細部を検証することができないものもいくつか存在するが、その部分については『近江蒲生郡志』の記述を参考にしながら、これらの石灯籠から得られる情報に基づいて若干の考察を試みたい。

## 2. 石灯籠の銘文等について

江戸時代の紀年を持つ石灯籠の銘文は、表1の①



沙沙貴神社表参道

～⑪のとおりである。これらが立てられている地点は図2に示したが、そのうち表参道沿いに立てられた①～⑩の石灯籠を参道入口の石鳥居側から順に見ていきたい。

石鳥居の手前にある大型の石灯籠⑬については、明治二十三年五月五日の紀年銘があり、背面には「田付新五郎豊脩・田付新助豊宣・田付権三郎豊正」の3名の名が刻まれているが、明治時代のものであるため、ここでは触れない。

①は寛政三年（1791）の紀年がある。銘文にある「鮑浦三郎左衛門尉胤信」の名は、『尊卑分脈』の佐々木氏の系図に佐々木三郎秀義の子孫、「左門尉胤信」として名前が見える<sup>(2)</sup>。ただし、『太平記』には「佐々木鮑浦三郎左衛門尉胤胤」と記されており、名前は『尊卑分脈』の「胤信」の方が誤りとされている<sup>(3)</sup>。鮑浦胤信は備前国児島郡鮑浦の住人であったが、讃岐国鷲田荘に拠った細川定禅に従って、足利尊氏に依じて建武二年（1335）に挙兵した。後には南朝方に帰順して小豆島に星ヶ城を築いたが、正平二年（1347）細川師氏に降伏して、細川氏の被

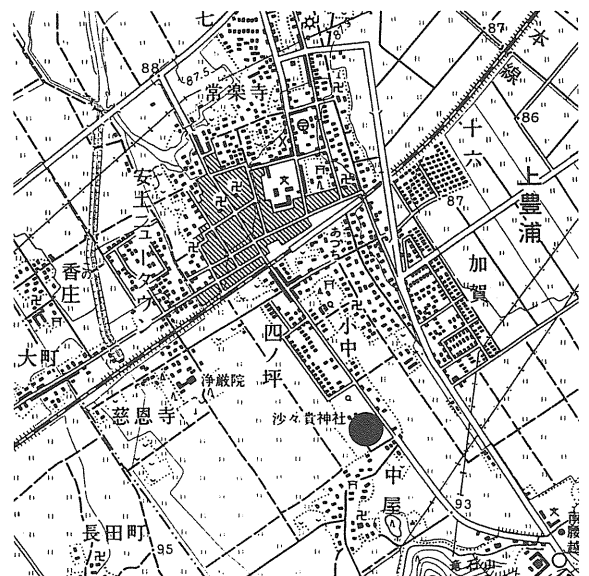
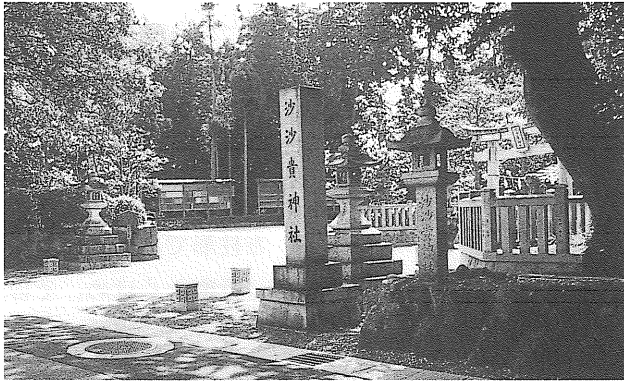


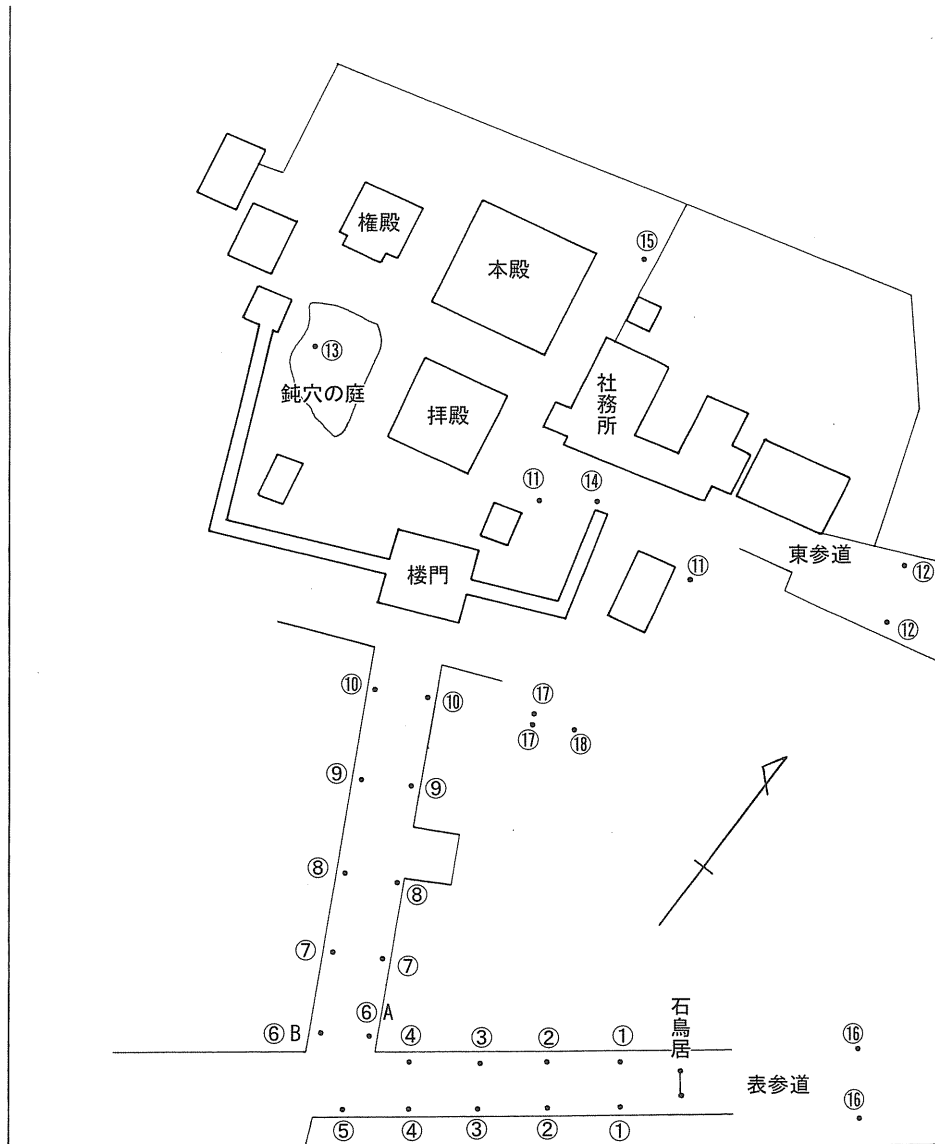
図1 沙沙貴神社位置図 (S = 1 / 25,000)



沙沙貴神社東参道



楼門側から表参道を望む



- |                |               |                |                |
|----------------|---------------|----------------|----------------|
| ① 「飽浦胤信苗裔」銘石灯笼 | ⑥ 「圓亀家中」銘石灯笼  | ⑪ 「本莊經惟」銘石灯笼   | ⑯ 田付氏銘石灯笼      |
| ② 「京極高文」銘石灯笼   | ⑦ 「三井高映」銘石灯笼  | ⑫ 「村田七右衛門」銘石灯笼 | ⑰ 「乃木希典」銘石灯笼   |
| ③ 「京極高久」銘石灯笼   | ⑧ 「高房・高美」銘石灯笼 | ⑬ 無銘石灯笼        | ⑱ 石灯笼残欠 (宝珠・笠) |
| ④ 「京極高矩」銘石灯笼   | ⑨ 「高彌・高清」銘石灯笼 | ⑭ 銘文不明石灯笼      |                |
| ⑤ 「塚本同苗中」銘石灯笼  | ⑩ 「佐々木清助」銘石灯笼 | ⑮ 「弥陀六」の石灯笼    |                |

図2 沙沙貴神社 石灯笼等配置概略図 (S=約1/1,000)

官となり、肥土山の領家職を任されたという<sup>(4)</sup>。一方、この石灯籠の寄進者であり、「鮑浦三郎左衛門尉胤信」の子孫と称している「備前佐々木與三太夫源弼次」と「佐々木源三源友綱」については、いかなる人物であるのか未確認である。

なお、本稿で取り上げる沙沙貴神社の石灯籠の使用石材は、筆者の肉眼観察による限り、全て花崗岩の範疇でとらえられるものであるが、①についてはややピンクがかかった色調を呈していることを特徴として挙げておきたい。

②・③・④の石灯籠は、佐々木一族である京極家の大名達によって奉納されたものである。京極家は室町時代には同じ佐々木一族である六角家と近江国を二分する勢力を誇った守護大名であり、戦国時代には家臣であった浅井氏に実権を奪われていたが、江戸時代には嫡流家である讃岐丸亀藩をはじめ、数家に分かれて幕末まで大名として存続している。

②は天明七年(1787)の紀年を有する。「京極壹岐守源高文」は、讃岐国多度津藩の三代藩主で、宝暦三年(1753)に生まれ、同六年(1756)に幼くして藩主となり、寛政八年(1796)に没している<sup>(5)</sup>。多度津藩は丸亀藩の支藩で、石高は一万石であった。

③は寛政三年(1791)の紀年がある。「備前守京極氏源高久」は、丹後国峰山藩六代藩主であり、享保十四年(1729)生まれで、明和二年(1765)に藩主となり、文化五年(1808)に没している<sup>(6)</sup>。天明八年(1788)からは幕府の若年寄も務めている。峰山藩は、宮津藩の支藩として元和八年(1622)に成立し、藩主高久の頃には石高一万一千石余りで、蒲生郡内にも領地を有していた。なお、石灯籠の笠と中台の四方に彫られた「繋ぎ四つ目結文」は、峰山京極家の家紋である。

④は元文三年(1738)の紀年がある。中台部分の四方に彫られた「平四つ目結文」は丸亀京極家の家紋で、「京極佐渡守源高矩」は丸亀藩四代藩主である<sup>(7)</sup>。享保三年(1718)生まれで、同九年(1724)に藩主となり、宝暦十三年(1763)に没している。丸亀藩は、京極家の嫡流高和が播磨国竜野から万治元年(1658)に六万石余りの石高で移封されたことにより成立し、その後多度津藩に一万石が分知されたため、五万石余りの石高となっている。近江国

では蒲生郡と坂田郡に領地を有していた。丸亀藩は、天保十四年(1843)の火災で焼失した社殿を藩主京極高朗が再建したことが知られているように<sup>(8)</sup>、江戸時代の沙沙貴神社を語る上で重要な役割を果たしている。

なお、②~④の石灯籠は、方柱形である竿部分の4面ともに外縁部分を残して一段彫りくぼめ、そのうち正面のみに銘文を刻んである点で、形態的な共通点がある。竿部分の大きさを計測すると、②が高さ70cm×幅30cm×奥行30cm、③が81cm×40cm×40cm、④が77cm×38cm×38cmとなり、③が最も大きい。ちなみに、①も竿部分は方柱形であるが、一段彫りくぼめる技法は採用していない。また、竿部分の高さ75cm×幅27cm×奥行27cmと細身の造りである。

⑤~⑩は竿部分がバチ形を呈し、「宮前型石灯籠」<sup>(9)</sup>と称される形態である。⑤は江戸時代の紀年を有する石灯籠の中で、左右一対とならずに唯一単独で立てられている。紀年銘から、元文元年(1736)に奉納されたものであることが分かる。奉納した「塚本同苗中」について詳細を確認することはできないが、現在、安土町内には沙沙貴神社が所在する常楽寺を中心として塚本姓が見られ、江戸時代の文書にも常楽寺村の庄屋として「塚本善九郎」の名前が見られることから<sup>(10)</sup>、地元の塚本一族によって奉納された石灯籠である可能性が考えられる<sup>(11)</sup>。なお、中台の四方に「平四つ目結文」が彫り出されていることから、佐々木一族を自認している人々であろう。

⑥は文化十一年(1814)に奉納されたものである。基礎の部分に「圓亀家中」と刻まれており、丸亀藩家臣と考えられる者の名が、各10名刻まれている。Aとしたのが本殿に向かって右側、Bが左側であるが、『近江蒲生郡志』に採録されている銘文は、Aの10名についてのみであり、Bについては遺漏している。Bの左半部については、現状で文字がかなり判読しづらい状態である。記された人名について、文政十年(1827)の丸亀藩の知行録によって調査したが、名前の一致する人物を確認することはできなかった<sup>(12)</sup>。

ただし、いずれの苗字も家臣の中に見えるものである。彼らが佐々木氏の子孫を称する人々であるかどうかについては確認できていない。

- ⑦ 正面 佐々木大社常夜燈  
背面 明和己丑祖父高登献之其後 社殿回祿  
因而焼損弘化戊申正月再造献之  
平安三井高映敬白
- ⑥ 正面 佐佐木大社  
背面 文化十一甲戌  
基礎 A 圓 金子正嘉  
水島敬眞  
河村信近  
北岡吉陳  
佐長氏和  
片山重光  
辻 定翼  
富田吉巍  
本間明主  
真鍋徳恒  
中 真鍋徳恒  
家 辻 定翼  
富田吉巍  
本間明主  
龜 北岡吉陳  
佐長氏和  
片山重光  
辻 定翼  
富田吉巍  
本間明主  
真鍋徳恒  
圓 金子正嘉  
水島敬眞  
河村信近  
北岡吉陳  
佐長氏和  
片山重光  
辻 定翼  
富田吉巍  
本間明主  
真鍋徳恒  
B 圓 辻村包喬  
野原泰通  
津坂正方  
吉田春良  
牧 幸長  
大平國直  
梶 重信  
斎田為之  
藤村重舊  
岡部正明
- ⑤ 正面 永代常夜燈  
背面 元文丙辰年  
正月吉祥日  
願主 塚本同苗中
- ④ 正面 奉献佐佐木大社廣前 兩基  
元文三戊午年  
京極佐渡守源高矩
- ③ 正面 奉献 石燈籠 兩基  
佐々木太社 寶前  
寬政三辛亥年十一月  
從五位下備前守京極氏源高久
- ② 正面 天明七年丁未  
奉献佐々木大社廣前兩基  
京極壹岐守源高文
- ① 正面 献燈  
側面 寬政三年歲次辛亥三月  
側面 飽浦三郎左衛門尉胤信苗裔  
備前 佐々木與三太夫源彌次立  
佐々木源三 源友綱

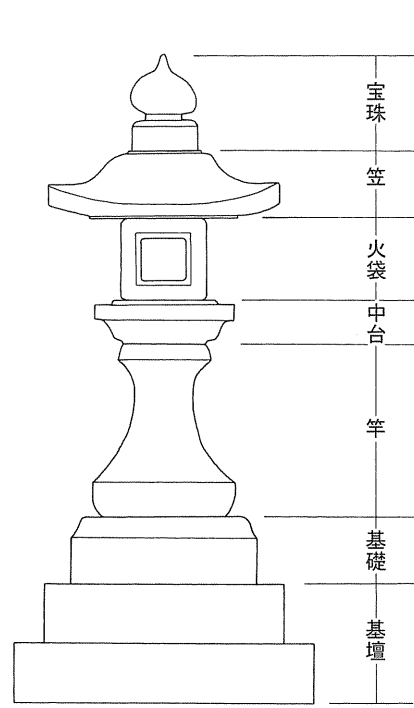


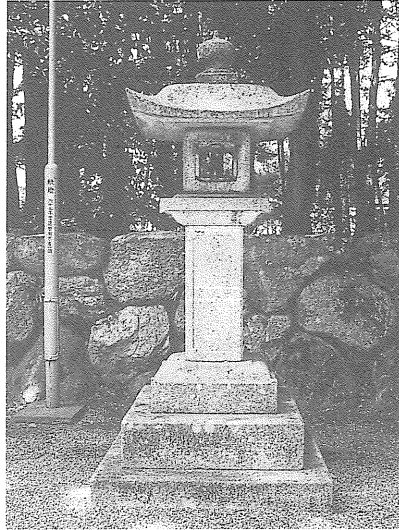
図3 石灯籠の各部名称

- ⑧ 正面 佐々木社常夜燈  
背面 享保十七壬子年  
五月吉祥日  
願主 高房  
高美
- ⑨ 正面 佐々木社常夜燈  
背面 明和六己丑年  
五月吉祥日  
願主 高彌  
高清
- ⑩ 正面 永代常夜燈  
側面 文化丁卯冬十月敬立  
讚岐高松佐々木清助源洵美
- ⑪ 正面 寬保二壬戌年九月吉祥日  
奉献石燈籠兩基  
大原判官苗裔  
本莊經惟  
嘉永元戊申年九月吉祥日再建  
本莊惟忠
- ⑫ 正面 奉献佐佐木大社廣前兩基  
背面 北勢村田七右衛門源政和造立

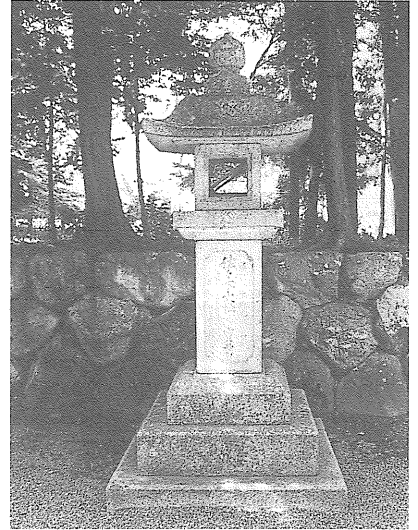
表1 石灯籠銘文



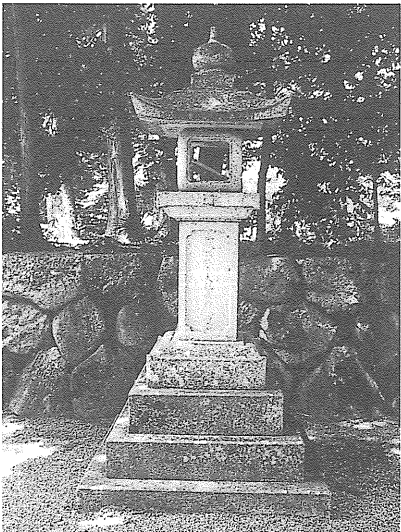
①「飽浦胤信苗裔」銘石灯笼



②「京極高文」銘石灯笼



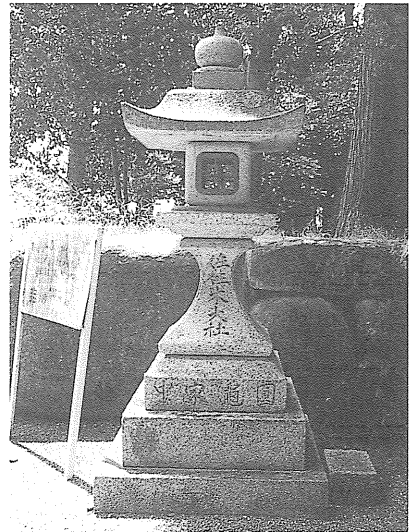
③「京極高久」銘石灯笼



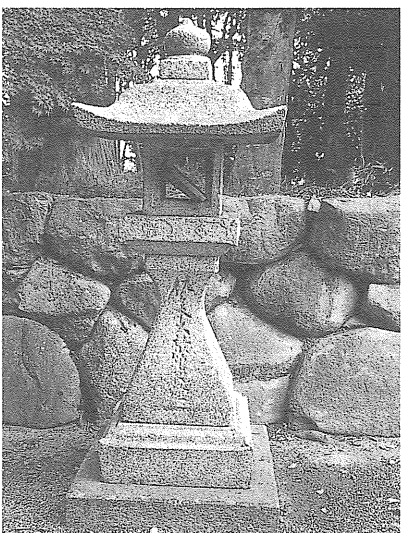
④「京極高矩」銘石灯笼



⑤「塚本同苗中」銘石灯笼



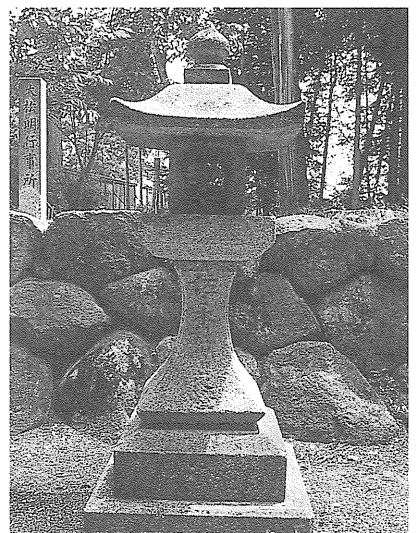
⑥B「圓亀家中」銘石灯笼



⑦「三井高映」銘石灯笼



⑧「高房・高美」銘石灯笼



⑨「高彌・高清」銘石灯笼



⑩「佐々木清助」銘石灯笼



⑪「本莊經惟」銘石灯笼



⑫「村田七右衛門」銘石灯笼

⑦は銘文によれば、明和六年（1769）に立てられた石灯笼を弘化五年（1848）に再造したものである。この背面の銘文は弘化五年に刻まれた文面であるが、竿部分の比較的細長い形態は弘化五年のものにしては古式を呈しており、明和六年製作の石灯笼を模したものであろうか。天保十四年（1843）十月の火災で消失した本殿・拜殿が弘化五年に再建されたことは、棟札によっても確認されている<sup>(13)</sup>。石灯笼に名前のある三井高登と高映は、豪商として著名な三井家のうち、伊皿子家の3代と6代の当主である<sup>(14)</sup>。三井家は、中世には佐々木六角氏の家臣であり、室町時代中期頃佐々木六角氏の一子高久が三井家の養子となったため、佐々木一族を称している。

⑧は享保十七年（1732）の紀年があり、願主高房・高美は、三井家の総領家、三井北家の3代・4代当主である高房・高美父子のことと考えられる<sup>(15)</sup>。

⑨は⑦と同じ明和六年（1769）に奉納されたものであるが、『近江蒲生郡志』には記述が無く、遺漏している。願主高彌・高清は、高清が⑧の石灯笼を奉納した三井高美の子で、三井北家5代当主の三井高清、高彌は三井新町家3代当主の三井高彌と考えられる<sup>(16)</sup>。銘文は⑧との共通性が高い。

なお、同じ三井家の人物によって奉納された⑦・⑧・⑨の石灯笼には、中台の3面（正面と両側面）に「隅立て四つ目結文」と「加世貴四つ目結文」が並んで彫られている点で、共通する特徴を有している。

沙沙貴神社には、明和九年（1772）に楼門の随神

一対が、安永四年（1775）には宇治川の先陣図の絵馬が、三井家から奉納されているように<sup>(17)</sup>、本稿で取り上げた石灯笼を含めて、18世紀代に三井家から沙沙貴神社への寄進が相次いでおり、事業の成功により経済力を蓄えた三井家の隆盛の一端を窺い知ることができる。また、現在は社域に移設されている道標は、中山道武佐宿に立てられていたのを移設してきたものであるが、「佐々木大社道 是より十九丁」「沙沙貴大社道 従是十九丁」「安永八巳亥歳 季秋日 三井高業建之」と彫られており<sup>(18)</sup>、南家4代当主の三井高業によって安永八年（1779）に沙沙貴神社への道を指し示すために立てられた道標であることも付記しておきたい。

⑩は文化四年（1807）に立てられたものであり、中台の四方には「平四つ目結文」が彫られている。竿部分の下部は表面が荒れているため、判読しがたい文字もあるが、寄進者の名については『近江蒲生郡志』の記述に従っておきたい。寄進者である「佐々木清助」は、香川県綾歌郡宇多津町にある天保九年（1838）の紀年を持つ道標の施主「高松／佐々木清助」としても名前が見える<sup>(19)</sup>。この道標の台裏には「佐々木清助」に続いて「由佐屋作兵衛／民屋忠助／大阪屋善八／河内屋新七／廣田屋金助／百合屋佐助／久保屋久兵衛／羽祢屋利兵／藤屋／川口屋／美濃屋／常吉屋／山口屋／加茂屋／出羽屋／車屋」の16名の商人と考えられる名が刻まれており、佐々木清助も本来は商人身分の者であったと考えられる

が、その筆頭に刻まれていることから、かなりの有力者であろうと推測される。

『香川県史』には、明治六年（1873）に高松の商人佐々木清三が、川崎舎竹郎達と共に、博文社を結成したことが記されている<sup>(20)</sup>。この佐々木清三の屋号は大和屋であるが<sup>(21)</sup>、『香川県史』には大和屋清助の名前も見られることから<sup>(22)</sup>、沙沙貴神社に石灯籠を奉納した「讃岐高松佐々木清助源洵美」なる人物は、この高松藩の御用商人であった大和屋の当主であったと考えられる。

なお、滋賀県教育委員会が実施した沙沙貴神社所蔵文書の調査によれば<sup>(23)</sup>、天保十四年（1843）の敦実親王八百五十年祭に際して、佐々木清助なる人物が寄付を行ったことを示す文書が確認されている（文書番号A153・A192）。ただし、この2通の文書には、残念ながら佐々木清助が讃岐高松の人物であったことを示す文言は見られず<sup>(24)</sup>、同一人物であるのかを確認できていない。

⑪は表参道脇ではなく社務所前付近に、2基がやや離れて立てられている。ここまで見てきた石灯籠とは異なり、基礎等の平面形が六角形を示す六角型石灯籠であるが、竿部分が直径約45cmを測る太い円柱状を呈している点が特徴的である。寛保二年（1742）に立てられたものを、嘉永元年（1848）に再建したことが銘文から分かる。⑦とは異なり、背面の銘文のみが再建時の追刻であろう。「本荘惟忠」は、本殿・拝殿・権殿再建の棟札に丸亀藩家老の一人「本荘左近惟忠」として名前が見える人物であり<sup>(25)</sup>、「本荘経惟」はその4代前の当主であった<sup>(26)</sup>。同じく丸亀藩の家老職にあった人物で、安永三年（1774）に七十三歳で没している。本荘氏は本庄氏とも表記し、丸亀藩の有力家臣で、佐々木一族である大原氏の後裔と称していることが知られている<sup>(27)</sup>。

このほか、紀年はないものの形態等から江戸時代のものと考えられる石灯籠として⑫～⑭がある。東参道の入口に一對のみ立てられている⑫は、『近江蒲生郡志』には誤植のためか「村口七右衛門政和」と記されているが、正しくは「村田七右衛門政和」であり、伊勢国四日市の生まれで、詩に長じ、書を能くして、「敬所」と号した人物である<sup>(28)</sup>。嘉永七年（1854）の大地震の際の傷がもつて28歳で早世し

ていることから、⑫の石灯籠は1850年を前後する頃に奉納されたものでであろうと推定される。なお、村田七右衛門家は、文化七年（1810）から四日市町の取締役を勤めていたが<sup>(29)</sup>、江戸にも店を持ち、嘉永七年（1854）に幕府が上納金を課した際には三千両を負担した豪商であった<sup>(30)</sup>。

⑬は拝殿の西にある明治二十一年（1888）作庭の鈍穴（呑月）の庭に1基のみ単独で立てられているが、この石灯籠は、近江商人の旧家にあった石灯籠が平成十年に奉納されたものであり<sup>(31)</sup>、近世以前のものであることは形状から窺い知れるが、本来は当社に立てられていたものではなく銘文も持たないことから、本稿では検討の対象としないこととする。

また、社務所前に単独で立つ⑭の石灯籠は、本来は銘文が刻まれていたようだが、風化のため判読不能である。この石灯籠については『近江蒲生郡志』にも該当する銘文が採録されていない。⑬の石灯籠が移設されてくるまでは鈍穴の庭に立てられていたもので、作庭に際して持ち込まれたものである可能性もある。形態から見て、近世に遡るものであろうが、銘文が判読できないこともあり、本稿ではあまり触れないこととする。

以上のとおり、沙沙貴神社に現存する近世の石灯籠の銘文から確認できる石灯籠の寄進者は、佐々木一族である京極家の大名やその家臣達、三井家をはじめとする商人階層といった人々であったことが判るのである。

### 3. 石灯籠奉納の契機について

前章で見てきた石灯籠の紀年について、文献的に知られている事件を参考にしながら<sup>(32)</sup>、奉納された契機について年代順に見ていきたい。

最も古いのは、⑧の享保十七年（1732）である。この年には宇多天皇崩御八百年祭が行なわれており、石灯籠はこの祭典に係わって奉納されたものである可能性が高い。これに次いで古いのは⑤の元文元年（1736）、④の元文三年（1738）であるが、これらの年には目立った出来事は確認されていない。次に⑪の寛保二年（1742）であるが、この年には拝殿が再造新築されたことが知られており、これに伴って奉納されたものであろう。



社伝によれば、明和四年(1767)に没した神主「重儀」の代には、「蒙公許佐々木宮宝殿・楼門・二之鳥居、其外社頭不残再造矣」とされ、社域の整備が進められたことがうかがえる<sup>(33)</sup>。実際、表参道入口に現存する石鳥居には紀年銘はないものの、形態的に見て1700年頃の様式とされ、享保年間(1716～1736)までには建立されたものと考えられているほか<sup>(34)</sup>、本殿・拝殿・楼門は18世紀前半代に再造新築されたという<sup>(35)</sup>。石灯籠の奉納も、これらの社域の整備に伴って行なわれた行為であろう。

18世紀後半には、⑦・⑨が三井家によって奉納された明和六年(1769)には目立った出来事は記録されておらず、②の天明七年(1787)についても同様である。①・③は同じ寛政三年(1791)に奉納されたものであり、神社に伝来する社頭古絵図にも同年の年号が記されていることとの関わりが注目されるが、具体的な事件は記録されていない。

19世紀代に下る⑩の文化四年(1807)、⑥の文化十一年(1814)についても、目立った出来事は記録されていない。

一方、沙沙貴神社所蔵文書の調査では<sup>(36)</sup>、天保十四年(1843)の敦実親王八百五十年祭に際して、各地の佐々木一族に協力を求める文書が多く残されていることが報告されているが、現在境内に残っている石灯籠には、この祭典に係わって奉納されたと考えられるものは確認されていない。

⑦・⑩が再建された弘化五年・嘉永元年(1848)は、天保十四年十月の火災で消失した建物のうち、本殿・拝殿が上棟されたことが棟札によって確認されている年であり、同年の紀年をもつ釣灯籠も神社に伝えられている<sup>(37)</sup>。なお、⑫には紀年がないが、寄進者の没年等から推定して、この頃に奉納されたものである。

以上の通り、石灯籠の紀年は享保十七年(1732)から嘉永元年(1848)に及ぶが、奉納された年には社殿の再建や祭典の開催が見られる事例があり、これらのできごとが石灯籠奉納の契機の1つであったことが分かる。しかしながら、文献資料から知られている出来事とは一致しない年次に奉納されている事例も多い。

なお、滋賀県において、神社に現存する近世石灯

籠の奉納年代について整理された報告事例が乏しいため、現時点では他の神社との比較は十分にできないが、18世紀代に奉納された石灯籠に比べて、19世紀代に奉納されたものが相対的に少ない点は、沙沙貴神社の特徴であると思われる<sup>(38)</sup>。

#### 4. 石灯籠の建立位置について

本稿で検討の対象としている石灯籠は、当初の位置を保っているものであろうか。この点について、古絵図類と比較して検討してみたい。

沙沙貴神社が所蔵している古絵図類のうち、建物群と併せて滋賀県指定文化財となっている境内図は、建物配置を描いた指図である。寛永十一年(1634)製作の境内図を寛政三年(1791)に描き写したものであり、江戸時代初期の社域を描いたものと考えられるが<sup>(39)</sup>、この境内図には石灯籠についての描写はない。一方、神社には江戸時代末期頃に描かれたらしい鳥瞰図も伝えられているが、こちらには本殿前と拝殿前に各一对の石灯籠が描かれている<sup>(40)</sup>。しかしながら、この配置は社域に現存する石灯籠の配置とは大きく異なるものであるとともに、社域に現存する石灯籠の紀年から想定される江戸時代の状況とは一致しない点が多いため、石灯籠の配置に限って言えば、この鳥瞰図が江戸時代の状況を忠実に描いたものであるか疑問である。

これに対して、明治二十九年のものとする社域の鳥瞰図(図4)を見てみると、多くの石灯籠が描かれており、この絵図と現状とを比較してみたい<sup>(41)</sup>。

表参道の石鳥居前に現在設置されている石灯籠は、明治二十三年五月の紀年を持つものであるが、絵図にもこの石灯籠と考えられる宮前型の大きな石灯籠が描かれている。石鳥居から楼門までの間の参道脇には、左右に6対の石灯籠が描かれている。このうち楼門前の石灯籠を除く5対は、地盤より一段高い土塁上に配置されている。これら5対の石灯籠は、絵図には宮前型に描かれているが、現在も表参道脇には、単独で建てられている⑤は別にして、⑥～⑩の5対の宮前型石灯籠が設置されている。現状と絵図との対応関係の詳細を確認することはできないものの、当時は参道脇の土塁上にあった石灯籠が、その後土塁上から下ろされて現在に至っているもの

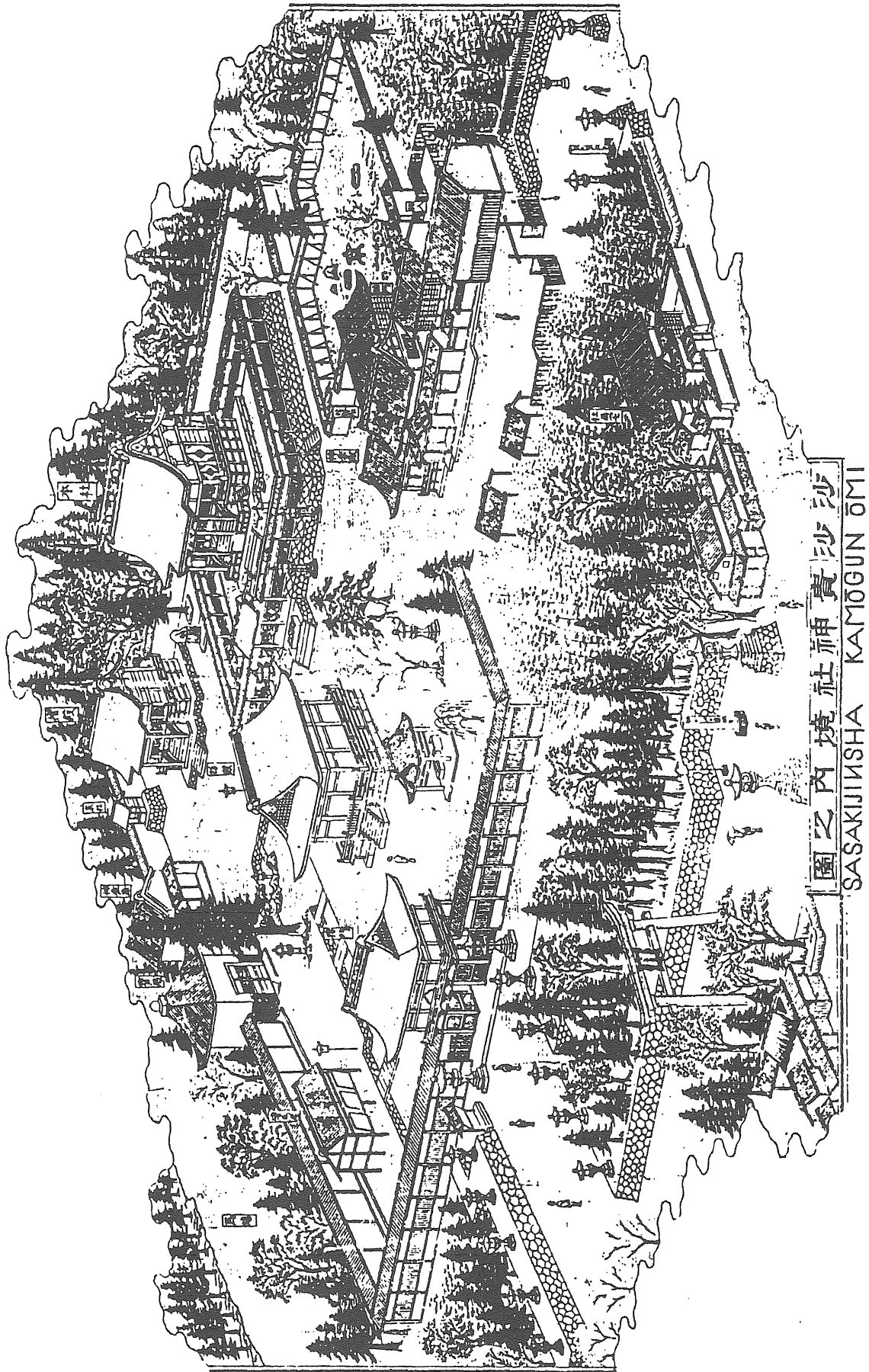


图 4 明治29年沙貴神社社頭図 (註32文献から引用)

と考えたい。一方、楼門前には現在は石灯籠は立てられておらず、絵図に描かれた石灯籠は、いずれかの場所へ移動されたものと考えられる。

次に、絵図で東参道を見てみると、現在⑫の石灯籠があるのとほぼ同じ位置に宮前型石灯籠一対が描かれており、この石灯籠は当時からほとんど移動していないものと考えたい。しかしながら、その背後には竿部分が円柱形の石灯籠一対が描かれているが、現在はこの場所に石灯籠は存在しない。社域に現存する石灯籠の中から、絵図が描かれたとされる明治二十九年以前に奉納され、竿部分が円柱形をした一対のものを探せば⑪の他にはなく、絵図には現在⑪が存在する付近に該当する石灯籠が描かれていないことから、⑪の石灯籠は明治二十九年時点には東参道に建てられていたものと考えたい。

また、絵図で本殿前の状況を見てみると、垣で囲われた中に1対、垣の外側に2対の石灯籠が存在したようである。垣の中のものとは形状が明らかでないが、垣の外側の2対は竿部分が方柱形に描かれている。このほか、鈍穴の庭付近に竿部分が円柱形のもの大小2基、社務所の近くに宮前型の石灯籠1基、社務所の庭の中に脚付型石灯籠（雪見灯籠）1基が描かれている。以上の絵図に描かれた石灯籠と、境内に現存する石灯籠との対応関係について検討してみると、単独で存在する宮前型石灯籠は、現在表参道脇にある⑤である可能性が高い。本殿前の3対の石灯籠は、京極家の大名によって奉納された②～④ではないかと推測される。鈍穴の庭付近の2基は、「弥陀六の石灯籠」(⑮)と⑭に該当するものだろうか。社務所の庭の脚付型石灯籠については、該当する形状のものは現存していない。

ここまで見てくると、社域に現存する近世の石灯籠の中で、①のみが残される。これを絵図に描かれている楼門前の石灯籠一対に比定しておきたい。

以上の、明治二十九年のものとする絵図と現存する石灯籠との対応関係が妥当なものであるかについては疑問の余地もあるが、絵図に描かれた石灯籠の点数と形状が、社域に現存している明治二十九年以前の紀年を有する石灯籠と、かなりの部分で一致する状況であることは間違いない<sup>(42)</sup>。従って、我々はこの絵図から、当時の石灯籠の配置について、か

なり正確な情報を得ることができるのである。ただし、明治二十九年の石灯籠の配置が、江戸時代の状況を留めているものである証拠はない。

なお、神社の本殿前には、明治四十二年に陸軍大将乃木希典によって奉納された一対の石灯籠⑰が、近年まで立てられていたが、現在は図2に示した場所に移されている<sup>(43)</sup>。明治二十九年時点では本殿前付近に立てられていたと思われる京極家から奉納された石灯籠3対が表参道脇に移設されたのは、この明治四十二年以降のことであろう。

## 5. おわりに

以上見てきたとおり、沙沙貴神社に奉納された近世の石灯籠は、神社の祭典や社殿の再建等を契機として、佐々木一族である京極家の大名やその家臣達、三井家をはじめとする商人などから奉納されたものである。これらの石灯籠の銘文については、『近江蒲生郡志』にそのほとんどが紹介されているにもかかわらず、その後の文献において「多くの石灯ろうは、すべて丸亀藩主京極家が寄進したもの」といった誤った記述がなされるなど<sup>(44)</sup>、正しい評価が与えられてこなかった。本稿においては、石灯籠を奉納した個々の人物について、必ずしも十分な調査ができたとは言えないものの、社域に残された石灯籠から沙沙貴神社の歴史を研究する上で貴重な情報が読みとれることを示せたのではないかと考える。

本稿を成すにあたっては、沙沙貴神社宮司 岳眞杜氏、丸亀市教育委員会 後藤幸功氏、丸亀市文化財保護審議会 堀家守彦氏、四日市市立博物館 秦昌弘氏、滋賀県安土城郭調査研究所 石橋正嗣氏・松下浩氏ほかの皆様のご教示と御協力を得た。末筆ながら記して感謝の意を表します。

(たいなか ようすけ：調査整理課主任)

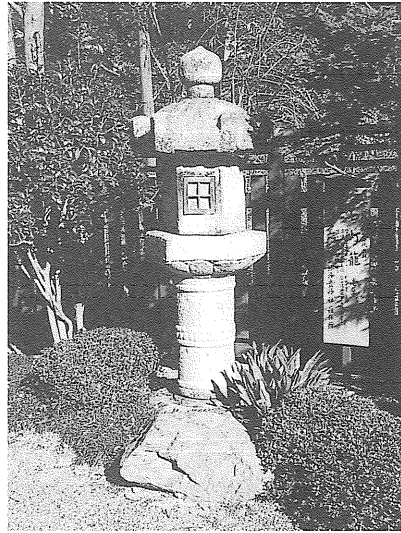
## 註

- (1) 中川泉三『近江蒲生郡志』巻六 滋賀県蒲生郡役所 1922。
- (2) 黒板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系 尊卑分脈 第三篇』吉川弘文館 1961。
- (3) 後藤丹治・釜田喜三郎校注『太平記 二』岩波書店 1961。
- (4) 国島浩正ほか『香川県史』第二巻 中世 香川県 1989。

- 『香川県中世城館跡詳細分布調査報告』香川県教育委員会 2003。
- (5) 市原輝士ほか『藩史大事典』第6巻 中国・四国編 雄山閣出版 1990。
- (6) 樋爪修ほか『藩史大事典』第5巻 近畿編 雄山閣出版 1989。
- (7) 前掲(5)に同じ
- (8) 『沙沙貴神社・佐佐木大明神 佐佐木源氏発祥之地』沙沙貴神社 1993。
- (9) 福地謙四郎『日本の石燈籠(縮刷版)』理工学社 1985。
- (10) 『安土町史 史料編1』安土町教育委員会 1983。
- (11) 明治四十年(1907)には、本殿前に現存する石造狛犬1対が「塚本一統」により奉納されているが(註<sup>32</sup>文献)、これも同族によるものかもしれない。
- (12) 『新修丸亀市史』丸亀市役所 1971。
- (13) 前掲(8)に同じ
- (14) 中田易直「三井家」『国史大辞典』第十三巻 吉川弘文館 1992。
- (15) 前掲(14)に同じ。
- (16) 前掲(14)に同じ。
- (17) 前掲(8)に同じ。
- (18) 前掲(8)に同じ。
- (19) 『丸亀「街道」調査報告書』香川県歴史の道調査報告書第一集 香川県教育委員会 1990。
- (20) 伊藤悟ほか『香川県史』第五巻 近代I 香川県 1987。
- (21) 和田仁ほか『讃岐と金毘羅道』街道の日本史45 吉川弘文館 2001。
- (22) 木原博幸ほか『香川県史』第四巻 近世II(香川県1989)および『香川県史』別編II 年表(香川県1991)の宝暦七年(1757)の項。
- (23) 『安土城・織田信長関連文書調査報告12 沙沙貴神社文書目録』滋賀県教育委員会 2002。
- (24) 前掲(23)に翻刻されていないA192の書状については、滋賀県安土城郭調査研究所 松下浩氏の御協力を得て、文書の写真を見て内容を確認した。
- (25) 前掲(8)に同じ。
- (26) 丸亀市教育委員会 後藤幸功氏から資料の提供を受け、「本庄家系譜」により確認した。
- (27) 直井武久ほか『香川県史』第三巻 近世I 香川県1989。
- (28) 『国書人名辞典』第四巻 岩波書店 1998。
- (29) 大石学ほか『四日市市史』第十七巻 四日市市 1999。
- (30) 岩淵令治「江戸住大商人の肖像-場末の仲買 高崎屋の成長-」『新しい近世史③ 市場と民間社会』新人物往来社 1996。
- (31) 「神社新報」平成10年2月23日付け記事による。
- (32) 『沙沙貴神社と文化財一神興三社復元修理一』沙沙貴神社 1986。
- (33) 『宇多源氏佐々貴一家流々名字之分系』沙沙貴神社社務所 1979。
- (34) 『滋賀県石造建造物調査報告書』滋賀県教育委員会 1993。
- (35) 前掲(32)に同じ。
- (36) 前掲(23)に同じ。
- (37) 前掲(8)によれば、釣灯籠3対は「京極長門守源高朗」「新見伊賀守源正路」「信濃屋伊右エ門」によって、1対ずつ奉納されたものであることが銘文から確認できる。「京極長門守源高朗」は、社殿を再建した丸亀藩主京極高朗である。「新見伊賀守源正路」は、沙沙貴神社が所在する常楽寺村に隣接する蒲生郡小中村の領主であった旗本新見伊賀守正路、「信濃屋伊右エ門」は、その家臣として「武藤」という苗字を許されていた信濃屋伊右衛門である。信濃屋は小中村で呉服太物・小間物を扱い、京都にも店を持つ富豪であった(相蘇一弘「大塩の林家調金をめぐって」『大塩研究』第37号 1996)。なお、新見氏は清和源氏義光流の武田支流であり(『寛政重修諸家譜』巻第百七十五)、佐々木一族ではない。
- (38) この点については、周辺地域の資料を整理した上で、稿を改めて検討したい。なお、蒲生町域の宮前型石灯籠についての調査・研究成果によれば、奉納の盛期は18世紀第4四半期から19世紀の半ばに集中するという(大塚活美『宮前型石燈籠』私家版 1979)。
- (39) 『近江源氏と沙沙貴神社』滋賀県立安土城考古博物館 2002。
- (40) 前掲(8)に同じ。ただし、江戸時代末期とする年代観は、前掲(39)による。
- (41) 大正初期のものとされる鳥瞰図(前掲(32)に掲載)においても、石灯籠の配置は共通する部分が多い。ただし、楼門前の石灯籠の形状が、大正時代の鳥瞰図では竿部分を方柱形に描いている点などが異なる。
- (42) 社域に現存する明治二十九年以前の紀年を有する石灯籠として、末社である愛宕社本宮前に立てられている「明治二十二年十月」銘の小型の四角型石灯籠一対があるが、絵図には描かれていない。
- (43) 現在、乃木希典によって奉納された一対の石灯籠の向かい側には、石灯籠の残欠<sup>⑧</sup>が置かれている。宝珠と笠の部分であるが、宝珠は4分の1程度を欠損し、笠は角の部分<sup>③</sup>が3カ所欠けている。この宝珠と笠の形状は、京極高久によって奉納された<sup>③</sup>に近似している。<sup>③</sup>の石灯籠の笠と宝珠が欠損したために新しい部材に取り替えた際、欠損した部材も廃棄されずに社域に置かれたままになったものであろうか。
- (44) 田中政三『近江源氏』第二巻 佐々木氏の系譜(弘文堂書店 1981)の14頁。



⑭ 銘文不明石灯籠



⑮ 「弥陀六」の石灯籠



⑰ 「乃木希典」銘石灯籠



⑱ 石灯籠残欠（宝珠・笠）

#### 編集後記

紀要第17号をお届けいたします。今号は8本の原稿を掲載することができました。内容等も、縄文時代から近世にまで至る、様々な時代を対象にしています。

この紀要を職員の研究活動の成果として、今後もさらに研鑽をつんでいきたいと考えておりますので、皆様からの積極的なご叱正・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(K.S.)

平成16年(2004年)3月

#### 紀 要 第17号

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会

滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

TEL：(077) 548-9780

FAX：(077) 543-1525

URL：http://www.shiga-bunkazai.jp

E-mail：mail@shiga-bunkazai.jp

印刷・製本：宮川印刷株式会社